

令和4年度防府市成年後見センター運営協議会 会議録（要旨）

■開催日時・場所

令和5年1月26日(木) 午後2時00分から午後3時30分まで
防府市文化福祉会館3階9号会議室

■次第

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 会長選任
- 4 議事
 - (1) 防府市成年後見制度利用促進に向けた取組について
 - (2) 防府市の市長申立の現状
 - (3) 防府市成年後見センター活動報告
 - (4) その他

■出席者名簿（敬称略）

区分	所属団体名	氏名
山口県弁護士会	いたむら法律事務所	板村 憲作
山口県司法書士会	やまぐち中央事務所	松井 成夫
山口県社会福祉士会	合同会社 結い後見事務所	讃井 康一
防府医師会	原医院	原 伸一
防府市民生委員・児童委員協議会	防府市民生委員・児童委員協議会	高橋 実
防府介護支援専門員協会	ケアプランセンターたかぎ	蓮住 さつき
地域包括支援センター	防府北地域包括支援センター	上野 綾乃
防府市社会福祉協議会	防府市社会福祉協議会	入江 裕司
防府市	高齢福祉課	吉武 圭典
防府市	障害福祉課	犬塚 要二
防府市	社会福祉課	栗原 努

※欠席者：障害者相談支援事業所 ゆめサポート相談所 竹原 啓

■会議録

防府市成年後見センター運営協議会要綱第5条の規定により本会議を公開し、要約した会議録を公表する。

健康福祉部長あいさつ

成年後見制度の利用促進については、検討会を設置し、令和元年度と2年度の2年間にわたり、本日お集りの委員の皆様はこの検討会で協議いただき、令和3年4月に防府市社会福祉協議会に防府市成年後見センターを開設した。

成年後見センターは、令和3年3月に策定された第5次防府市総合計画の重点項目にも挙げられ、地域福祉を推進するために欠かせないものとなっている。

成年後見制度の利用の現状及び課題等について情報共有を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、忌憚のない御意見をいただきたい。

会長選任

「防府市成年後見センター運営協議会要綱」第4条第1項に基づき、会長は委員の互選により選出するところであるが、事務局に一任するとの意見表明があったため、事務局が会長に讃井委員を指名し、本人の承諾を得た。

また、同条同項に基づき、副会長は委員の中から会長が指名することとなっており、讃井会長が副会長として板村委員を指名し、本人の承諾を得た。

議事（防府市成年後見センター運営協議会要綱第4条第5項により会長が進行）

議事 1 防府市成年後見制度利用促進に向けた取組について

【事務局説明】

資料1をもとに、防府市の高齢者や障害者を取り巻く現状、成年後見制度利用者数、国の動向（第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定）、防府市成年後見センターの位置づけや体制・機能、成年後見制度利用促進に向けた今後の取組み等について説明。

2ページ、防府市高齢者実態調査は、毎年、民生委員に依頼し実施している。令和2年度と3年度は、コロナの影響により調査を行っていない。

議事 2 防府市の市長申立の現状について

【事務局説明】

資料2をもとに、防府市における市長申立ての件数や流れについて説明。

———— 質疑・応答 ————

(A委員)

市長申し立てについて相談したい場合、今までは市の地域包括支援センターに相談してい

たが、今後は全て成年後見センターに直接相談することでよいか。

【事務局】

これまでどおり市に相談してもらってもよい。相談窓口が増えたと理解していただきたい。

(会長)

資料1の2ページ、民生委員に依頼して実施された高齢者実態調査によると、ひとり暮らし65歳以上高齢者の8.6%、二人暮らし75歳以上世帯の6.61%は緊急連絡先の記入がなかったとのことだが、地域の実情等について意見を伺いたい。

(B委員)

“頼れる親族がいないため、緊急連絡先に記入していない”との事務局の見解だが、実際の調査では、対象者に「いざというときに連絡できる人が誰かいるか」と聞きながら記入してもらっているため、親族以外を緊急連絡先として記入する人もいる。また、調査にあたり、調査結果を関係機関に伝えることへの承諾が必要だが、中には伝えてほしくない調査自体を拒否する人もいるため、この資料の数字がそのまま頼れる親族がいない世帯の割合だとは思わない。ただ、本当に頼れる人がおらず、地域や知人との繋がりもない孤立した状態にある人は、相当数いるであろうとは感じている。

(会長)

実際の地域包括支援の現場で直面している課題や、事務局の説明を踏まえての感想等について意見をいただきたい。

(C委員)

地域包括支援の現場で相談を受ける中で、身近に頼れる人がいる方が少なくなっている印象は受ける。

最近では、要介護者のキーパーソン、要介護者を介護していた親族が倒れてしまい、入院時の保証人や身元引受人もいない状態となったケースがあった。この時は、要介護者の判断能力がしっかりしていたため、任意後見を進めた。

一人暮らしで入院等をする時の身元保証人や緊急連絡先がない人に対して、色々と支援制度を紹介しているが、老後に備える意識が低く、「倒れた時のこと」と言われてしまう。いざという時の備えができておらず、最終的には市長申立てに繋がざるを得ない現状が、ここ1、2年で増えてきた実感はある。

(会長)

実際にそのような状況になると時間的な余裕がないことが多いため、備えることの大切さと、前段階から、成年後見センター等の関係機関による支援チームを作り、後見制度の利用条件に該当した時は、スムーズに移行するなどのバックアップ体制ができるとよいと感じた。

議事 3 防府市成年後見センター活動報告

【センター説明】

資料 3 をもとに、防府市成年後見センターの広報・啓発、支援方針会議の開催、相談受付の状況等について説明。

認知症高齢者に関する相談としては、当該高齢者の子からの相談が多い。

施設入所中の知的障害者に関する相談としては、当該障害者の親からの相談が多いが、将来に備えての相談が主で、すぐに申請に繋がるケースは少ない。

(A委員)

支援方針会議が、今まで 3 回開催され、板村委員、松井委員、讃井委員が毎回参加されているとのことだが、今後、他の職種の方が会議に参加されることはあるか。

【センター】

相談事例によって、医師等の専門家に参加いただくことも検討したい。

(会長)

日頃、臨床の現場で成年後見に関する診断書の記入や、相談を受けられる機会があると思うが、意見等があればお伺いしたい。

(D委員)

精神障害のある人の親が高齢になってきているが、親亡き後の問題はずっと先送りになっている。未解決のまま、日にちが経過しているケースがおそらく山のようにあり、少しずつ解決していく必要があると感じる。

(会長)

障害のある人の親が将来に備えて行動することに対してどういった壁があるのか、課題の整理や成年後見センターへの繋げ方、その後のフォローについて、今後考えていかなければならない。

(会長)

支援方針会議に出席された委員に、支援方針会議に関すること、成年後見センターの今後の取組みや課題等について意見を伺いたい。

(E委員)

現状、支援方針会議の目的が市長申立ての是非にフォーカスされている。医学的な対応の必要性や、介護分野での解決方法など、委員の構成も含めて、もう少し幅広く支援方針について考えられる場になればよいと感じている。

課題については、成年後見センターに伺いたい。

【センター】

成年後見制度の利用促進に向けて、センターの体制整備などに取り組んでいきたいが、業務に携わる人員が不足しており、十分な取組みができていない。

(F 委員)

成年後見センターの設置による成果や良かった点等があれば、伺いたい。

【センター】

これまでは成年後見についてどこに相談したらよいかわからなかったが、センターができたことで気軽に相談できるようになったとの声は聞いている。

また、支援方針会議等、専門家に相談する機会を確保することができた。

(会長)

成年後見センターへの相談件数は昨年より増えているのか。

成年後見センターは開設されたばかりで周知・啓発は途上だと思うが、ある程度センターの存在が市民に知られてきた中で、相談が増えた実感はあるか。

【センター】

相談件数はセンターが立ち上がってから計測しているため、前年の実績はないが、センターの周知に伴い相談が増えてきている実感はある。

(会長)

支援方針会議に上がらなかった相談はどのように処理されているか。

【センター】

複合的な相談内容であれば、地域包括支援センターや市等と連携しながら進めている。

(会長)

成年後見センターと名付けられているが、成年後見が必要な人だけでなく、全般的な権利擁護の相談窓口としてセンターが機能していると感じた。

議事 4 その他

【事務局説明】

「防府市成年後見センター」のチラシ内容について説明。

(会長)

オブザーバーとして出席されている山口家庭裁判所の常岡書記官から意見等を伺いたい。

(オブザーバー)

今後の防府市での取組検討事項とされていた「受任調整会議」と「市民後見人」について、裁判所の立場からコメントさせていただく。

受任調整会議については、これまでも成年後見制度を必要としている方の利用促進に繋がっていたが、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、意思決定支援の浸透、適切な後見人の選任や交代についても取り組んでいくとされたことで、個々のケースにおいて最も適切な後見人を選任することが、さらに求められるようになったと裁判所としては考えている。

現状、申立て時に特に推薦等がなければ、申立て書類や裁判所による調査によって、裁判官が最も適任と思われる後見人等を選任するが、これだけで最適な方を選任できているかは、改良の余地があると考えている。このため、裁判所としてはぜひとも受任調整会議の設置を検討してほしいと考えている。裁判官の選任に関する考え方自体が、受任調整会議の設置前後で大きく変わるものではないが、裁判所とイメージを共有しながら推薦いただくことが重要と考えている。

また、受任調整会議で様々な立場や職種の方が、懸案事項や想定される後見事務内容等について意見を出し合い、その結論を裁判所に伝えていただくことが重要となるため、会議のメンバー構成もよく検討する必要があると考える。

裁判所とのイメージ共有については、会議の内容を検討する中で、裁判所からの説明や模擬会議の実施など、裁判所とも連携しながら行っていただきたい。

市民後見人について、県内ではまだ市民後見人の養成等を行っている市町はないが、成年後見制度の利用が今後ますます進んでいく中で、後見人等が適切に選任されるかについては裁判所も危機意識を持っており、市民後見人のあり方について裁判所内でも考えていこうという気運になっている。

どこで市民後見人を養成するのか、養成研修を終えた方をどのように名簿に登録し推薦していくのが検討のポイントになる。市民後見人の候補者の中から、各事案に応じてどういった方を選任するのかは裁判所でも検討を進めていく必要があると感じている。

もう一点、最近の動きとして、今までは市町が中核機関の設置主体だったが、国の第二期計画で都道府県も設置主体と明記されたことで、山口県が協議会を3月末に設置し、市民後見人の養成が一つの重要な柱として位置づけられると聞いている。防府市が今すぐ検討されるかはわからないが、県、裁判所、市で必要に応じて情報を共有していければと考えている。

(会長)

市長申立てをしたケースが、各中核機関での受任調整会議を経たものかどうかを裁判所で確認する手立て等は何か講じているのか。

(オブザーバー)

非常に重要なポイントの一つで、結論としては確認しているが、結論だけではなく、どのような議論を経て、どういった理由で職種の推薦等がされたのかが申立書類等に記入されて

なければ、裁判官が事情を踏まえての判断ができない。

確認方法としては複数あるが、現状、山口県内では申立書と併せて提出する申立事情説明書の自由記載欄に「受任調整会議での協議の結果、こういう理由でこの職種が適任と判断した」といった内容を記入してもらっている。

受任調整会議では、ケースごとに作成されたシートをもとに議論されると思うが、これをそのまま裁判所に提出するかは、各行政の個人情報保護条例との間で検討すべきである。ただ、裁判所に提出されると基本的には事件記録となり、場合によっては裁判官の判断で外部の当事者や利害関係人に開示されることになる。今のところ、受任調整会議を行っている市町の多くは、シートをそのまま提出するのではなく、裁判所に提出する後見開始申立書類の一書式に落とし込んでいる状況であるが、理由も含めてきちんと記載されているため、裁判所としては十分に判断ができていると考えている。

閉会
